

## 新型コロナワクチン接種コールセンター委託料過大請求について

### 1. 概要

- ・事業者 近畿日本ツーリスト（株）横浜支店
- ・事業名 新型コロナワクチン接種に係るコールセンター及び予約システム業務委託
- ・契約期間 令和3年2月24日 ～ 令和5年5月31日  
※うち返戻の対象となる期間 令和4年1月分～令和5年3月分
- ・返戻金 1,873千円  
内訳（1）委託料 1,798千円  
（2）遅延損害金 75千円

### 2. これまでの経緯

時 期	内 容
R 5. 4. 12	近畿日本ツーリスト(株)が過大請求について公表（東大阪市の事案）
R 5. 4. 17	近畿日本ツーリスト(株)が調査委員会を設置
R 5. 4. 27	町が近畿日本ツーリスト(株)横浜支店に対して関係書類の提出を依頼 ※コールセンターの配置人数及び出退勤の時間が分かる資料 等
R 5. 6. 1	町が富士ソフトサービスビューロ株式会社と「コールセンター・予約システム業務委託契約」を締結
R 5. 8. 10	近畿日本ツーリスト(株)が調査委員会からの報告書を公表 ※総括的な報告であり、葉山町への個別の報告ではなかった。
R 5. 11. 17	町が近畿日本ツーリスト(株)横浜支店から提出のあった関係書類を調査・点検した結果、町においても過大請求のあることが判明
R 6. 1. 16	近畿日本ツーリスト(株)横浜支店から町へ過大請求に係る謝罪文を提出
R 6. 1. 31	近畿日本ツーリスト(株)横浜支店から町へ過大請求額（1,798千円）と遅延損害金（75千円）の納付

以 上